

Title	服部春彦 アンシアン・レジーム末期の分益小作農について
Sub Title	
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.1 (1961. 1) ,p.72(72)-
JaLC DOI	10.14991/001.19610101-0065
Abstract	
Notes	新刊紹介
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610101-0065">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610101-0065</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 新刊紹介

服部春彦

### 『アンシアン・レジーム末期の分益小作農について』

旧制度末期のフランスに広範な展開を示した小作地の一つとして分益小作地が存在したことは周知のところであろう。従来この分益小作地については、十分な実証的分析がなされていなかった。最近の個別研究は、この空白を埋めるものとして重要である。しかし注意すべきは、収穫物を土地所有者と耕作者の間で配分する貸付地であっても、一概に分益小作地とはみず、特定の内容を有するものに限って分益小作地とした点であろう。分益小作地は、何よりも農業経営のための本格的な場として、その耕作を引受けただけで労働の再生産が可能な小宇宙でなければならなかった。その限り、然るべき経営面積が前提となる。地味貧瘠な地方ならば、それだけ大規模

たらざるを得ない。その所有者は、これを貸付けることによって、年々の収穫から二分の一を取得できた。こうした小作地のみを分益小作地とみて、分析の対象に置いているのが最近の注目すべき傾向であった。零細小作地のうち、分益小作方式で貸付けられるものがあったも、これを分益小作地とはしない。

今日フランスで分益小作地という場合、分益小作方式で貸付けられた土地一般のことではない。地主制の展開と共に成立した経営単位として、その耕作を引受けただけで労働の再生産が可能な場であった。服部氏のこの論文は、そうした分益小作地の具体的存在形態を、フランス学界の最新の成果によりながら検討したものである。その面積はどうか。経営のための資本はどれほどか。負担や小作権はどうなっていたか。検討は詳細である。しかしその取上げ方には問題がある。この論文では、かかる分益小作地が、分益小作地一般から区別して論じられていない。分益小作地一般との関連において問題が展開されている。両者が別個の存在であるとの認識に立たなければ、分益小作地が現実にとった形態の

意味することが正確に把握できないのではないか。『西洋史学』第四三号 一四〇円 一一一頁所載)

—渡邊國廣—

石田祐六著

### 『火災保険の研究』

最近はそのほどでもなくなったが、それでもなお保険学の著書は、他の学問分野のそれと比較して、その数は少ない。しかも保険学内において、火災保険の書物は一段とその数が少ないようである。それでも戦後は、たとえば主だったものとして加藤由作博士「火災保険論」、損害保険講義録「火災保険」、友田勇氏「火災保険経営の研究」、損害保険実務講座第五巻「火災保険」等が発刊せられ、火災保険学の進歩に裨益するところ大であった。そしてここに石田祐六博士の「火災保険の研究」をも加えて、さらに活況を呈したのである。

石田博士は、かつては保険会社の重役として実務に精通され、現在は一橋大学を始め数校の保険学の講師を歴任され、また著書としては「予定海上保険論」、「米國に於ける火災危険の研究と料率の構成」、「火災保険講義録」等と、これに加えて最近では学位論文としての「損害填補の理論及びその実態——主として火災保険について——」を著わされ、わが国火災保険学の泰斗である。

本書「火災保険の研究」は七篇より成り、「第一篇 火災保険約款篇」、「第二篇 火災保険各種契約篇」、「第三篇 火災保険共通事項研究篇」、「第四篇 意義解説篇」、「第五篇 道徳危険篇」、「第六篇 損害填補史篇」および「第七篇 保険本質篇」がその内容である。本書所載のこれら諸論文は、すでに各種経済研究誌に掲載されたものであり、それぞれその時々によく評価せられたものである。本書は保険という実際上の商行為では、法律的、経済的ならびに経営的な各方面の総合的専門知識をもつことが望まれるとの著者の立場より執筆せられたものである。ここでは法律、商慣習、経済、経営、技術、計理、料

率などが密接に交錯し、不可分の関係にある火災保険を、商行為たる保険の實際に即する解決策によって、保険の事実と懸け離れるの危険を回避すべく、ここに広く各国の実例と知識を吸収しつつ、火災保険の実学とでも称すべきものの確立を意図したものであつて、かかる点が本書の特徴であり、その実もまた相当地に挙げられているといえよう。

(風間書房刊・A5・四四〇頁・八三〇円)

—庭田範秋—

菊池勇夫編

九州大学社会法講座三十周年記念

### 『社会法綜説(上・下)』

—労働法・社会保障法・経済法—  
経済と法律の関係は、まさに不離不即である。経済を土台とし法律を上部構造と明確に規定する立場をとらざるまでも、自由主義的な資本主義経済体制下にあつても、最近のごとく国家の経済への干渉と積極的な経済活動が推進され、活発化されつつある実情においては、経済は法律の存在を無視しえない

し、法律も経済的な諸考慮なくしては、その制定も運用も、十分なる学理的解釈も行ないえないであろう。

本書の内容は、「第一部 社会法総論」、「第二部 労働法(一)」、「第三部 労働法(二)」、「第四部 社会保障法」および「第五部 経済・産業法」より成る。本書のいう社会法とは、社会立法を対象とし、労働法と社会保険法を含むだけでなく、広く社会保障法を包括するものである。国際労働法も国際社会法として、さらに社会法を公法と私法に對立させて体系化する場合は経済法をもこれに属するものと、ここに社会法を広義に把握している。九州大学におけるこれら諸学の研究者多数によって、理論の共通性を求めずに、たがいに批判的立場に立つ意味で、しかし社会法の体系的概論とはいいたいもおかつ社会法的全領域を分担した総合的特色を現わすものとして、ここに本書が執筆され公刊されたのであつた。もつとも広い領域にわたつてその発展を顧みて、社会法の総合的入門書の役割を果しながらも、主要問題を解明する学問的高い水準を決して失つてはいないのが本書の